

令和7年7月4日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 齋藤 豪徳

賃金係長 杉本 彩矢香

(電話) 028(634)9109

報道関係者 各位

栃木県最低賃金の改正諮問を行いました！ ～令和7年度における栃木県最低賃金の改正審議がスタート～

- 1 現在、1,004 円に定められている栃木県最低賃金について、栃木労働局（局長・川口 秀人）は、本日開催された「第1回栃木地方最低賃金審議会」において、栃木地方最低賃金審議会（会長・藤井亮二（白鷗大学教授））に対し、金額等改正に係る調査審議を諮問しました。（写真及び別添諮問文（写）参照）
- 2 諮問を受けた栃木地方最低賃金審議会では、改正額等の調査審議を行うための専門部会を設置して慎重に審議を重ね、8月上旬の答申を目途としていますが、その時期につきましては、審議状況にもよりますので、現時点では未定です。



左 藤井会長

右 川口労働局長



栃労発基 0704 第 2 号
令和 7 年 7 月 4 日

栃木地方最低賃金審議会会長 殿

栃 木 労 働 局 長

栃木県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和 55 年栃木労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。